

広報かどま7（2025）年12月号

不用品の買い取り

（事例）「不用品を買い取ります」と電話があり、ちょうど処分したかった洋服があつたため来訪を承諾した。翌日事業者が来訪、用意した洋服を差し出したが、見向きもせず「貴金属はないか」と言われた。「ない」と言っても長時間帰ってくれず、仕方なく指輪を一つ買い取ってもらったが、本当は売る気などなかったので返してほしい。洋服は値が付かず持ち帰ってもらっただけだった。

（助言）「なんでも買い取る」と言われたから来訪を承諾したのに、売るつもりのなかった貴金属を求められたというトラブルが多く寄せられています。安易に来訪を承諾しないようにし、もし貴金属の売却を迫られたらきっぱりと断りましょう。売却してしまったとしても、8日間のクーリングオフ期間は契約の解除ができますが、物品の引き渡しを拒むこともできるので、期間中は渡さないことも一つの方法です。

問合先

門真市消費生活センター

06-6902-7249